

文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議（第3回）

令和4年2月3日

【鎌田座長】 それでは、まだ御参加になっておられない方もいらっしゃるようですが、定刻となりましたので、ただいまから文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議（第3回）を開催いたします。

本日の会議は、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、オンラインでの開催としております。お忙しいところお集まりいただき、大変ありがとうございます。鎌田でございます。よろしくお願いいたします。

それから、資料については、昨日、皆さんのお手元に届いたかと思えますけれども、事務局は大変頑張っておられたんですが、ヒアリングの確認作業が時間かかりまして、ヒアリングは、発言者に確認作業ということをしてしておりますので、そういった関係で、皆さんのお手元に資料をお送りするのが遅れてしまいました。大変申し訳ございませんでした。

それでは、早速、事務局から資料の確認をお願いいたします。

【中山基盤強化室専門官】 事務局の中山でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。今、座長からお話ありましたが、資料の送付が遅くなりまして、申し訳ございませんでした。

本日の会議の資料ですけれども、メールでお送りしているものと、あとは、文化庁のホームページにも上がっておりますので、どちらかを御参照いただきながら御参加いただければと思います。よろしくお願いいたします。

私からは以上になります。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。まず、議事次第1のワーキンググループの検討状況報告についてであります。昨年11月に開催した第2回検討会議の後、実演家ワーキンググループを立ち上げ、これまでに3回開催したところであります。本日は実演家ワーキンググループの主査を務めております私、鎌田から、それらの御報告をするとともに、スタッフワーキンググループについても第4回を開催していますので、長澤主査から御報告をいただきます。その後、まとめて意見交換の時間を持ちたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず私から、実演家ワーキンググループの検討状況の報告に移りたいと思いま

す。資料2、今、共有で資料が出ておりますね。これでございます。この検討状況報告でありますけれども、その後に別紙で詳しい内容が皆さんのお手元にはあるかと思いますが、時間の関係もありますので、ここにありますように概略を報告させていただきたいと思いません。

まず開催状況であります。第1回ワーキンググループの進め方及びひな型等の作成について、委員の間で議論いたしました。第2回実演家側のヒアリングを実施いたしました。第3回依頼側のヒアリングを実施いたしました。それでまずヒアリングの概要でございますが、ここに書いてあるとおりでございますが、一応確認のために私のほうで御説明したいと思います。

まず実演家側からのヒアリング、これは非常に、本当は詳細で別紙を見ていただくとお分かりかと思いますが、かなり様々なことに言及されておりますけれども、おおむね以下のようなことが発言されたということで御紹介するところであります。

依頼内容の詳細が不明なまま仕事を引き受けることがままある。口約束が多く、契約書はないことがほとんどである。報酬も曖昧なことが多い。そんな不安な状態で生活をしているという御意見でした。

次に、仕事を断ったり、報酬を問い合わせたり、契約書が欲しいと言ったりすると、悪い評判が広がって今後仕事がもらえないのではないかと不安を感じる。報酬が減額されると、自分に落ち度があったのではと思ひ悩み、泣き寝入りすることもある。

3つ目ですが、芸事でプロになる人は厳しい言葉をかけられながら育ってきている人が多い。ハラスメントもある。体が資本の仕事であるところ、けがすることもあり、心身を病む人も多い。耐えられない人は辞めていってしまう。若手や後輩の立場を考えると辞めてしまわないかと不安になるというような御意見がありました。

少しスクロールして下のほうに移っていただけますか。この共有資料、ありがとうございます。

次、依頼者側でありますけれども、まず出演者を決めるためにスケジュールを押さえることが多く、依頼時に業務内容を全て明確にすることは難しい。自治体の劇場などのように契約書を交わしているところもあれば、実演家への依頼は口約束がほとんどという分野もある。そのため契約成立の時期が見定めづらい。「出演依頼書」といった公演等の日時・場所・演目等外形的な概要を記載したり、書面を交付している分野もあるが、その場合でも報酬やキャンセルの取決めなどの記載がない場合もあるという御意見でした。

次に、報酬の額は、依頼側が過去の実績をベースに提示するが多い。慣例で、作品単位、ステージ単位で設定する場合、稽古やリハ、撮影等の拘束期間は配慮するにとどまり、明確に反映されているわけではない。分野・依頼者によっては出演料のランク表に基づいて時間単位で支払うこともあるということでありました。

3つ目ですが、出演契約の契約条項となり得る項目のうち、明確に業界等の統一的なルールがあるものは限定的（例えば舞台の安全基準等）。多くの項目は、各業界の「慣習」、「通例」、「目安」といった、「なんとなくのローカルルール」で運用されているという御意見でありました。

それでは、少しまたスクロールしていただけますか。これは実演家グループの中で、契約書のひな型を作成するに当たってということで意見交換したものであります。ヒアリングではなくて、委員間で意見交換した内容をまとめてあります。4点ほどまとめております。

まず1点目ですが、文化芸術分野の取引は分野、職種、案件により多種多様であるというのは重要な点であり、共通の項目や取引の適正化の観点で必要な項目等を提示する方向で検討を進めてはどうかということでありました。

2番目ですが、今言いましたように、分野、職種、案件により多種多様であるということにとどまらず、契約の結び方も多種多様であるということが明らかになっておりまして、それを踏まえて、第2点ですけれども、出演という観点であれば、分野横断的に捉えられるため、基本的に依頼者と実演家との直接の出演契約に関するひな型等を作成する方向で検討を進めてはどうか。また、実演家と依頼者との間に事務所等の仲介者が関与している場合についても、契約内容の明確のための対応を何らか促していくような示し方を検討してはどうかということでありました。

3番目ですが、その際、契約対象が業務量や内容を事前に正確に見積もれない創造活動であるという文化芸術分野の特殊性に十分に配慮すべきではないか。

第4点目ですけれども、記載ぶりについては芸術家等の立場に配慮し、関係法規も参考としつつ適正な内容を検討するということを考えております。

ただ今御説明したところが、実演家ワーキンググループの検討状況報告になります。

続きまして、長澤主査に、スタッフワーキンググループの検討状況について御説明をお願いいたします。

【長澤委員】 長澤から、スタッフワーキンググループの状況につきまして御報告させていただきます。今、画面に示していただきました資料3に基づいて御報告いたします。

まず、既に前回の検討会議で御報告済みの事項でございますが、受注者及び発注者の双方からヒアリングを実施しまして、それを踏まえて、契約のひな型をどのようにつくっていくかというディスカッションを第4回として昨年12月24日に検討いたしました。

そこでは、まず今後も引き続きワーキンググループにおいて、契約のひな型の作成を検討、継続してやっていくということを確認するとともに、具体的にどのような内容を盛り込むのかということにつきまして、委員の間でディスカッションをいたしました。

契約のひな型といっても、様々なバリエーションといたしましうか、目的に応じてどのような項目を盛り込むのかというのは大分変わってくるわけですが、やはりこの検討会議の目的に照らして、契約や取引の適正化という観点から必要な項目を盛り込んでいくということで、まず、方向性を確認しております。

具体的にどういう項目を盛り込むのかということが議論の中心でございましたけれども、まず業務の内容でございます。これは、いつ、どこで、どのような業務を提供することが求められているのか。これは基本的な当然の項目ではあるのですが、やはりこれが発注時において明確になっていないという様々な意見が出てまいりましたので、この業務内容を契約において明確化することは必須であろうということです。

ただ、発注時において、どの程度具体的に明確化できるのか。また、できなかった場合、どのように対応するのがいいのか。この辺りについては様々な考え方があると思っておりますので、今後検討を進めていくという議論をしております。

それと報酬ですね。これも当然、極めて重要な基本的な項目になりますので、発注時において契約で定めるといことです。この定め方についても議論しております。

そして、3番目として、これは昨今の状況に鑑み、一番問題として表面化しているキャンセルの問題です。とりわけ不可抗力による公演の中止・延期の場合の取扱いについて、検討会議のひな型としてどのような条項を盛り込むのがよいのかということも議論しております。さらに、とりわけスタッフにつきましては、高所での作業など、安全衛生の懸念というものが指摘されております。また、それに限らず様々なハラスメントも含め、そういった問題について何らか契約に盛り込めることがないかということも検討しております。その他、契約内容を変更する場合の取決めであったり、また、知的財産の取扱いについても盛り込む必要があるということで検討しております。

あと、契約の条項だけ示してもちょっと分かりにくいというところがありますので、契約の条項、ひな型のベースとなった基本的な考え方であったり、もしくは、契約に盛り込むの

は不自然だけれども、契約や取引の適正化に向けて留意されるべき事項、そういったものについては何らかの方法で示す必要があるのではないかとということで、このひな型の解説であったり、また、この契約の適正化に関するガイドライン的なもの、これをひな型とは別個に作成するという点についても検討を進めております。

現時点での検討状況は以上のとおりでございます、現在、具体的な内容についてたたき台を作成している最中であるということでございます。

以上、長澤から御報告させていただきます。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの実演家及びスタッフワーキンググループにおける受注者や発注者へのヒアリングの概要についての御質問、契約書のひな型や記載する項目や方向性などについての御意見、また、ワーキンググループに御出席委員の方々からの御感想、質問などありましたら、順次御発言をお願いしたいと思います。

先ほど説明ありましたように、手を挙げる機能で御意思を表明いただければありがたいと思います。あるいは画面上で手を挙げていただいても結構ですけれども、どうぞお願いいたします。

森崎委員から手が挙がっていますね。どうぞ。森崎さん。

【森崎委員】 よろしくお願ひいたします。資料2にございます、3の契約書のひな型についてでございますが、3つ目のポツに、こちらは実演家は経費負担がかなり多く、経費を請求しづらい状況が弊協会では実施しているアンケートにございます。例えば「経費が報酬を超えている」が70.7%、「経費が多い」と感じている方が93.4%にもかかわらず、「経費の請求をしている」という方が23.4%しかおりません。例えばここに「経費を請求しづらく」という文言を入れていただけるとよろしいかと存じます。

それと、スタッフの方と同様に、事故やけがの起きている実態がございますので、安全と安全衛生についても盛り込んでしかるべきかと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【鎌田座長】 安全と安心というのは、これは契約書のひな型のところということになりますかね。

【森崎委員】 はい。

【鎌田座長】 検討状況、検討の中で、今後こういった項目が入ればよいという御趣旨ですか。ここの文章、最初の経費を請求しづらいという文章は入れてほしいという、こういう

御意見だったと思うんですが、安全安心というのは契約条項の中にそういったものも含めて考えてほしいという、そういうような御趣旨と理解したんですけども。

【森崎委員】 はい。おっしゃるとおりです。

【鎌田座長】 ということですかね。分かりました。ありがとうございます。

ほかにごありますか。前田委員、どうぞお願いいたします。

【前田委員】 ありがとうございます。スタッフワーキンググループのひな型等の作成についてお尋ねさせていただきたいのですが、2つ目のポツのところに、「契約内容の変更に関することについては、盛り込む方向で検討を進める」という記載がございます。この契約内容の変更に関する条項としては、例えばどのようなイメージのものが想定されているのでしょうか。と申しますのは、私の理解では、契約内容の変更に関することについて条項を定めるとすると、「双方、誠意を持って協議する」というぐらいの抽象的な定めしか、なかなか置きづらいのではないかなという気もしたものですから、契約内容の変更に関する条項としてどういうものが念頭に置かれているのか、お伺いできればと思います。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。長澤先生、もし何か議論の中で、今の質問に答えられることがあればお願いできますか。

【長澤委員】 前田先生、ありがとうございます。御指摘の点、おっしゃるとおりでございまして、単に双方協議して、契約の内容を変更することができるだけと定めるだけであればあまり意味がないということは、このワーキンググループでも議論しておりまして、一つのアイデアという段階でございすけれども、その契約の変更に伴って、受注者側の負担が増える場合があります。減る場合もあるかもしれません。そういう負担の増減などを十分に勘案して、それを必要に応じて報酬額の変更、見直しをする。そういった規定を盛り込むのではどうかというアイデアが出ているという状況でございます。

【鎌田座長】 ありがとうございます。前田先生、何か追加で御質問ございますか。

【前田委員】 いえ、よく分かりました。ありがとうございました。

【鎌田座長】 どうもありがとうございます。

ほかにごありますか。いかがでしょうか。特にないようでしたら……。

福井委員、どうぞお願いいたします。

【福井委員】 まずはワーキンググループの委員の皆様、大変お疲れさまでございました。非常に充実した検討がされているものと拝見しております。実はまだ理解が十分及んでい

ませんので、その過程でのお尋ねということで大変恐縮なんですけれども、まずはヒアリングについてです。こうしたヒアリングというのは、現場の実情を非定型的につかんでいく上で大変有用なものだということは十分に認めた上で、その客観性の担保というのを全体にどういうふうに捉えていらっしゃるのか。もし検討された事柄があればお伺いできればと思います。

例えば、離職してしまう、辞めてしまう人が多いんだという言葉が出てきて、これはかなり決定的な発言内容だと思うんですけども、それだけだと、単にその人がそう感じているのか、あるいは離職する人はほかの分野にも実は十分多い。それとそれほど変わらないのか分からないと思うんですよね。

問題なのは、他の分野に比べて、例えばそれが離職してしまう人が実際多いのか、もし多いとしたらその要因は不可避的なものなのか、それとも対応可能なものなのか。そして、それは対応可能なものとしたら、契約によって対応できるのかということが恐らく我々が問われていることなのかなと思ったものですから、その辺り、どんな議論がされたのか。もしされたのであればお伺いできればと思います。

【鎌田座長】 ありがとうございます。今の御質問について客観性の担保というところで、離職についての御質問が特にあったと思うんですが、細かい別紙のほうで幾つか御発言があると思うんですが、事務局のほうに、今、離職について、その要因などに触れているようなところはございますでしょうか。

【福井委員】 離職はあくまでも1例ですので、別に離職について、取り立ててお伺いしたわけではありません。全般についてのお尋ねでした。

【鎌田座長】 取りあえず切り口といたしまして、離職のところ、まずは要因について何か分かるようなヒアリング結果があれば、ちょっと御紹介をいただいて、その後、客観性の担保ということでの検討をしたいと思いますが、いかがでしょうか。事務局のほうで何かありますか。

【中山基盤強化室専門官】 まず、こちらのヒアリングについては、現場の生の声を聞くという観点で、ヒアリングを行ったものでございます。ですので、ここの議事要旨に書いてある内容につきましては、ヒアリングに参加していただいた方々から聴取したものをまとめているということで、先ほど委員がおっしゃったように、例えばこういう団体ではこういうことがありますというところをお聞きしたところでもあります。

全体的にどうかというところまで、ここでは把握は困難かとは思いますが、先日、文化庁

でアンケート調査を実施しておりますので、この辺りのデータとヒアリングでお聞きしたことを踏まえて、ワーキンググループで具体的に中身をどうしていくかを検討していく必要があるのではと考えております。

以上です。

【鎌田座長】 福井委員、何かさらに御質問ございますか。

【福井委員】 いえ。丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございました。そのような問題意識ということで了解いたしました。

【鎌田座長】 ほかに御質問ございますか。塚口委員と佐藤委員から手が挙がっていますが、塚口委員がちょっと早かったと思いますので、よろしく願いいたします。

【塚口委員】 ありがとうございます。実演家ワーキンググループの契約書のひな型についての質問ですけれども、アウトプットとして出演という観点の契約書のひな型をつくるというようなことでしたが、それ以外の、例えば実演家でも出演プラス、クリエーションとか、創作の実務に携わる方というのもいらっしゃると思います。例えば舞踊の振付家の方で、その作品の振付をする、かつ出演するときに、振付・作品創作の期間と出演の期間というような項目が若干分かれると思うんですけれども、そういったことをある種、スタッフワーキンググループから提案されるような契約書のひな型と、出演という切り口のひな型を合わせて活用してくださいというような御提案になるのでしょうか。

【鎌田座長】 ありがとうございます。まず私から、特に契約書のひな型についてのポツ2のところの御質問かと思えますけれども、実は特に実演家の契約書、契約という場合にどの対象を絞ったらいいのかということは結構問題でありまして、今、塚口委員がおっしゃったように、本当に様々な契約あるいは取決めといたしますか、そういうものが重なっているというのが実態だということがだんだん分かってまいりました。

その中で、ここにも書いてありますように、多種多様な中で、それを全て様々な多種多様なものに対応するというのはなかなか難しいのではないかなというようなことの中で、出演という観点であれば、恐らく基本的な共通理解、共通項が出てくるのではないかな。そういうような観点から、取りあえず、この出演という観点から捉えていって、その中で、かつ依頼者と実演家との直接の出演契約にターゲットを絞って、ひな型をつくってみてはどうか。そして、そのひな型の内容というのは、先ほどスタッフワーキングのところでも長澤委員が御説明いただいていたように、いろんな項目がそれでもあるわけなんですけど、そういったものを検討した上で、ひな型をつくっていったら、それをモデルにして、いろんな方、いろんなとこ

ろで契約を結んだり、あるいは取決めをする場合に参考、反映させていただこうと、そういった考え方でおります。

というような観点でありますけども、何か追加で御質問ございますか。

【塚口委員】 分かりました。ありがとうございます。大丈夫です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

佐藤委員、御質問あったかと思いますが、どうぞお願いいたします。

【佐藤委員】 私からは質問というよりは意見という形なんですけれども、まず2点ございます。

1点目としましては、今回、ひな型をつくる際には、いろんな方々が使いやすいように関連法規というところを明記した上で、各省庁が出されているガイドラインについても明記していくべきと思っております。昨今、フリーランスに関するガイドライン、また放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン等が公表されたり、各省庁がガイドラインや指針を出しておりますので、各ガイドラインや指針と異なる内容になることを避ける必要があります。そのため、ひな型において、ガイドライン、関連法規と関連づけて、矛盾が生じないように記載していくべきかと思っております。

2点目については、塚口委員のお話に重なるところはありますが、多種多様な芸術家、YouTuber、VTuberなど新しい実演家の形、日々多く生まれているところがあります。ですので、そのような新しい実演家についても一言、ガイドライン内において、注意点、留意点という形において、適切に触れていくべきかなとは思っております。以上となります。

【鎌田座長】 ありがとうございます。御意見として承りました。

今のことについてでも、関連でも結構です。また、新しい御質問、御意見があればまた御発言いただければと思いますけれども。大和委員、どうぞお願いいたします。

【大和委員】 塚口さんの発言にも関連するんですけども、今の議論の中で、スタッフという言葉がかなり広い使われ方をしていますね。多いスタッフというと、技術系の現場に入って動く、オペレーションまで含めてやる技術者と、やっぱりクリエイターの部分が違うので、一緒に議論されていることがどうなのかなと。3つぐらいの類型、実演家とクリエイターと技術者・テクニシャンのところがあるので、仕事の仕方が全然この3つが違うことがあるので、ここをどう留意するのかというのは、スタッフの中でも出てはおりますけれども、まだこのブレークダウンには出ていないと。そこら辺は今後の検討が必要かなと思います。

【鎌田座長】 ありがとうございます。大和委員、このスタッフワーキンググループの中では、今おっしゃったようなクリエイターと技術者ですかね。そういったところの区分けについての議論もされているという理解でいいでしょうか。

【大和委員】 意見として出てはいますが、まだ突っ込んだ議論にはなっていないだろうと思います。

【鎌田座長】 では、今後それも検討されるというのは、そういう認識ということで。

【大和委員】 ぜひしていただきたいなと思っています。

【鎌田座長】 そういう御意見ということで分かりました。ありがとうございます。

ほかにございますか。芦野委員、どうぞお願いいたします。

【芦野委員】 ありがとうございます。今のお2人の御質問、御意見等も関連するかと思うのですが、実演家も、どこで実演するのかによって契約の内容であるとか、あるいは準備の方法や仕方も若干変わってくるのではないかという気がしております。例えばテレビへの出演なのか、舞台なのか、映画なのか。あるいはYouTubeなどのライブ配信、そういう契約が今あるのかは分かりませんが、それぞれの出演の仕方によって、配慮されるべき中身というの若干変わってくる可能性もあるのではないかという気がしております。契約書のひな型をつくる際には、大本をつくり、その後、ガイドラインやQ&Aなどで、そういうところを解釈で補うという形にするのか。あるいは、それぞれの分野、それぞれの契約のスタイルに従った形で分けるのか、どちらもあり得るとは思いますが、いずれにしても、もう少し実演家の方の実情を聞いてみないことにはもちろん分からないところがございます。どこで演技するのか、実演するのかというところの観点からの御意見はあったのでしょうか。あったとすると、それはどう反映されるのか。なかったとするならば、今後その御意見についても何らかの形で、またヒアリングや、あるいはワーキンググループの中の検討で入れていただくことが可能かということをお聞きしたいと思います。

【鎌田座長】 ありがとうございます。芦野先生、今どこでというのは、言わば芸能といえますか、演技とか、分野別の認識でおられたんですよね。

【芦野委員】 同じ実演家だったとしても、例えば舞台で演ずると、テレビや映画で演ずるとでは、準備であるとか、あるいは環境も変わってくるところがあるだろうと。そういうところはどう考えていけばいいのかなというところです。

【鎌田座長】 一応ヒアリングのときにはそういったことも念頭に置きまして、ヒアリングの対象者は検討してきたつもりではありますが、事務局のほうで今の御質問、どういった

ような観点からヒアリング対象者を絞っていたか、あるいは選定していたか、御説明できますか。

【中山基盤強化室専門官】 ありがとうございます。議事要旨のほうにもありますけども、ヒアリングについては、なるべく幅広い分野から選んでいきまして、そこで実際にどういうことが、契約が行われているかをお聞きしたというところでございます。芦野先生の御質問についてですが、例えば映画やテレビ関係の方々もヒアリングには来ていただいておりますので、その辺りの違いなども踏まえて、引き続きワーキンググループのほうで検討いただくということになるかと思えます。

【芦野委員】 ありがとうございます。同じ実演者だったとしても、どこの場面で演ずるのかによって、その方の準備であるとか、あるいは拘束性であったりというのも変わってくる可能性があるかという気はしましたので、実際に1人の方にもしそういうお話を聞いたことがあれば、例えばテレビで演ずる場合と映画で演ずる場合とで何か違うところはありますかとか、そういうことをもしお聞きしていれば、そういうところも教えていただければと思うのですが、それはありますでしょうか。

【鎌田座長】 事務局お願いいたします。

【中山基盤強化室専門官】 そこまで突っ込んだお話はたしかなかったかと思えます。

【芦野委員】 分かりました。でも、それぞれの分野の方のお話を聞きながらやっていらっしゃるということなので、反映はなされると思えます。どうもありがとうございました。

【鎌田座長】 ありがとうございます。今、芦野委員からおっしゃったような、さらに細かなことについてどうかということ、事務局ベースで個別に適当な方にお聞きすることでも可能ですか。追加でヒアリングということになるかとは思いますが、今のよう、前回のよう、全員が集まったのヒアリングではなくて、個別に事務局がヒアリングに来ていただいたように、芦野委員がおっしゃったように、舞台とテレビの場合でどう違うのかというような、そういったような御質問をして、回答いただくという、そういうようなことは可能でしょうか。

【中山基盤強化室専門官】 個別に少し聞いてみるというのはできるかと思えますが、それが全体を共通的に表すかというのはなかなか判断しづらいかないところはあるかもしれません。ですので、委員の方々でお詳しい方がいらっしゃれば、ワーキンググループやこの場でも御発言いただけるとありがたいと思えます。

【鎌田座長】 ということで、取りあえず芦野先生、よろしいですか。

【芦野委員】 ありがとうございます。

【鎌田座長】 田栗委員、御質問あるようですので、どうぞよろしく申し上げます。

【田栗委員】 田栗です。実演家ワーキンググループの議論の中身で教えていただきたいのが、3ポツの契約書のひな型等についての2番目のところ、実演家との契約の中で、「事務所等の仲介者が関与している場合」について触れられています。そこに、契約内容の明確化のための対応を何らか促していくと記載があるのですけれども、具体的にどのような議論をされたのか教えていただけないでしょうか。

【鎌田座長】 ありがとうございます。御指摘のとおり、実演家と依頼者との間に、事務所、芸能事務所やプロダクションが間に入るということが考えられるということで、そうした場合に、依頼者と芸能事務所間の出演契約、それから、芸能事務所と実演家間の出演契約、それがマネジメント契約と非常に密接な関連を持って、契約関係が成り立っている。しかも、なかなかその辺のところは契約書という形で明確化をされていないという、そういう状況もヒアリングなどで分かってまいりました。

契約書のモデルなどを見ますとそういうことが分かってくる。そうしたときに、依頼者と、それから、芸能事務所との間の出演契約というのは、これも様々なんですけど、契約がある程度明確になっているものについては、そういったところについて、実演家と依頼者との間の出演契約のひな型の中でできるだけ反映をしてもらえないかと。そして、この仲介者と実演家との間の契約に関しては、マネジメント契約というものが非常に大きな役割を果たしているということですが、ただ、マネジメント契約というのは、単にその出演だけに限らず、様々な内容が含まれているのが実態なんですね。そういうふうにと考えると、出演に関する契約条項については、何らかの形で実演家の方にそういった内容がちゃんと認識できるように、理解できるような、言ってみればメール等でも、そういう方法も含めて通知して、双方が納得できるようにする。そういったことをしてはどうかという議論を実演家のワーキンググループの中では話をしておるところであります。

あと、実演家ワーキンググループの中で参加されている方で補足の意見がございましたらどうぞお願いしたいと思います。

よろしいですか。

【佐藤委員】 私、佐藤から少し補足させていただきます。実演家に関わる契約内容、出演契約の内容について、マネジメント事務所が実演家に伝えず、実演家側は契約内容を知らないというところは問題があるという議論もございました。そして、マネジメント事務所は、

依頼側や発注者側と契約を締結する前に、実演家側に対して、その契約内容等を伝えて、十分に協議、または検討できるような機会を与えていくべきみたいな意見もございました。または、実演家とマネジメント事務所、発注者側で三者契約にすべきだという議論もありました。

【鎌田座長】 ありがとうございます。田栗委員、いかがでしょうか。

【田栗委員】 様子が分かりました。多分この事務所が間に入るということによって、実演家との関係がどうなってくるのかはかなり難しい問題だと思っていまして、私もそんなに経験が豊富ではないのですが、例えば欧米の場合ですとエージェントと交渉はしますけれども、契約書は本人がサインしてくるというような形になっているのですが、日本の場合は間に事務所が入ってくるということで、要するに、契約の適正な内容がどう反映されていくのかというのが確かに一つのテーマだなと思ったので、お聞きしたわけです。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。まさにそういったことについて様々な工夫が必要とこちらも認識しておりますので、御指摘ありがとうございます。

あと、福井委員が手を挙げておられたかと思うんですが、いかがですか。

【福井委員】 ありがとうございます。ひょっとすると、この後お伺いしたほうがいいことかもしれませんが、ひな型の方向性の発言も大分出ているようですので、それについてコメントと、それから、お尋ねということになります。第1回で私も意見として出させていただきましたし、また、そうした御意見、ほかにもあったように記憶しておりますが、ひな型が果たしてどこまで各種の問題の解決にとって有効なのかということについて、私はまだちょっと懐疑的なところがあります。いや、ひな型は重要だと思うんですけども、それが果たして解決の本丸なのかということに対して懐疑的なんです。むしろアンケートの結果等を見ても、契約内容についてちゃんと意見を言えない、そういう環境とか、あるいは契約書のポイントを理解して、協議して、そして、契約書に落とし込んでいくような、その能力。それが全般に不十分であることが一つ大きな背景にあるように感じているものですから、そうすると、書式が果たして解決の本丸なのかということが、どうも初回から私にはまだ見えていないようなところがあります。

既に多くの委員の御意見にもあるとおり、また、取りまとめの中にもあるとおり、これは創造活動というのは本当に事前に見積もるのは難しいのです。それは現場にいる方はよくお分かりだと思いますが、考えながらつくっていくわけです。

それからまた、パターンは非常に多種多様で、しかも日々変化しているんですね。先ほども御意見あったとおり、出演といっても、その対象は、ライブもあれば、放送もある、配信もある、それからDX、今後、多分確実にXRが増えていく。そしてそれらの複合系もあるんですね。非常に非定型で、それによって報酬の考え方も変わっていくし、権利の考え方も、安全性に対する考え方も恐らく変わっていきます。それについて、先ほど来、一体、どこまでどうひな型に反映していくかのイメージがまだ共有できないがゆえの御質問も出ていたように感ずるんですね。それについてはどんな議論がされているのか。

例えば不可抗力での中止、キャンセルについての扱いというお話が出ていました。不可抗力で公演が中止、キャンセルされた場合の当事者の権利については、既に民法等での議論は蓄積されていますね。そうすると、民法で扱いが決まっていることと、それから、契約自由に基づいて、日々変わり得るビジネスの様々な環境の中で当事者が話し合っていく契約自由、この両者で、これまで我々の業界というのは動いてきたように思うんですけども、それを超えようとしていらっしゃるのでしょうか。

つまり、法律の原則を離れ、また、当事者が自由に契約で合意することも離れて、中止、キャンセルのときの支払いはこうあるべきだよということを打ち出すことがこのひな型の目的として、例えば想定されているのでしょうか。

また、先ほどマネジメントが契約を交わすときに、その内容を一体どこまでアーティストや実演家と共有すべきかというお話が出ましたが、それについても、法律、各種の労働や独禁関係の法律での規制や契約自由、両者が話し合っただけの問題を超えて、何かの方向性をここでひな型で打ち出そうというお話なんのでしょうか。そこがちょっと見えなくなりましたので、もしお答えいただけるのであればお伺いできればと思いました。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。まずは私の理解でいいますと、今、福井先生がおっしゃったように、非常にいろんな法律、それから、いろんなガイドラインを含めて、様々なものがあって、それを超えるのかどうかということが確かにおっしゃるとおりで、今それを検討中と言うしか言いようがないんですが、非常にここはなかなか難しいところでありまして、先ほどどなたかがおっしゃいましたけども、様々な指針やガイドライン、あるいは法令も含めて、どういったものを基準にして、どこまで自分たちのひな型というものに反映させるか。そこは実はまだ検討途中ということでありまして、そういうものが出てこないとなかなか今の御質問には答えられないかなと。改めてそういうひな型をつくる案をつくっ

た段階で皆さんの御意見をいただきたいと思っております。

ただ、この検討会議の目的が、これはもう何度も繰り返していますが、当事者間の権利義務関係の明確化と、それから、できればというか、適正化といいますかね。その適正化の基準をどこに置くのかというのが一つの今言った議論なんですけども、そういった方法をやはりしっかりと芸術分野においてもつくっていきたいという、そういうことについては恐らく共通の認識であるだろうと思っております。

それから、冒頭、福井先生がおっしゃったように、ひな型で問題が解決できるかという、それはやはり限界があるだろうと。この認識は多分共有しております。この後、実効性確保のところでもまた議論が出てくるのではないかと思いますけれども、私個人の考えとしては、まさにもう福井先生がおっしゃったように、ひな型をつくって、これを参考にしてくださいよというだけではなかなか実効性といいますか、本当の芸能実演家の方たちの地位の向上ということ、改善というのは十分には達成できないだろう。じゃあ、何をしたらいいのか。こういったことがやはりヒアリングの中でも御意見を幾つかいただいておりますので、そういったことも参考にしながら、さらに実効性確保のところでも御意見をいただければと思っております。そういう認識でおります。

あと何か補足、ワーキンググループに参加されている方で補足の意見ございましたら、どうぞお願いいたします。

【長澤委員】 長澤ですが、よろしいでしょうか。

【鎌田座長】 はい。お願いいたします。

【長澤委員】 スタッフワーキンググループでは、少し先行して契約の条項、ひな型について検討を進めているものですから、先ほど福井先生からお話ありましたキャンセルの点につきましても、一番議論の多いところでございまして、その議論の状況を御紹介いたします。例えばホテルとかにあるように、キャンセルポリシーのようなものを定めることも一つの案としては出ました。しかしながら、この検討会議において、何か一律にこういうキャンセルポリシーが好ましいですよ、これをお勧めしますというような特定の条項を定めるというよりは、むしろ個々の状況によって、特にキャンセルというのは対応が違ってきます。キャンセルされるタイミングによって、キャンセル料を払うのか、払わないのか、払うとしてその金額はどうするのか、全部違ってくると思うのですね。

その際に、検討されるべき、考慮されるべき項目、キャンセル料を払うか、払わないかを含め、まずはしっかりと協議をしましょう、するするという条項にして、その際には、どの

ような事項も考慮してキャンセル料を払うのか払わないのか、払うとしてその金額をどのような事項を考慮して決定するのかという要素をあらかじめ定めましょうということが案として出ています。キャンセルの時点がどのようなタイミングなのか、既に実際に支払った費用がどのくらいあるのか、発注者サイドにおいてキャンセルがあっても、例えば収入がどの程度なくなるのか。また、逆に、補助金などによって収入を得ることができるのか等、キャンセルをめぐる状況、考慮されるべき条項というのをできるだけ具体的に列挙しておきます。そうすることによって、そのひな型を使って契約している人が、万が一、そういうキャンセルの事態になったときに、さあ、発注者と受注者で白紙で協議しましょうというのはなかなか難しいので、その条項に書いてあるような考慮要素に照らして、本件ではこれだけの費用が発生していますね、なのでこの部分は持っていただけないでしょうかと、そういう協議のしやすさ、その材料を提供するということです。そういう観点でこのひな型を位置づけてはどうかという検討を今進めているところでございます。一例でございますが、紹介させていただきます。

【鎌田座長】 ありがとうございます。福井先生、よろしいですか。実効性のところでまた御意見いただければと思います。

【福井委員】 はい。非常に議論の状況がよく分かりました。ありがとうございます。

【鎌田座長】 あと、ほかの皆さん、何か御質問。北村委員、お願いします。

【北村委員】 すみません。ひな型の議論に戻ったので、一言ちょっと感じていることを申し上げたいと思います。とかく、ひな型の議論というのは、何か典型的なものに一本化するという議論になりがちかなという危惧を持っております。もともと当事者の間の合意というのは明確でなければならぬし、それが後で問題になったときに証明し得るものでなければならぬという意味では、ひな型というよりは、その前に契約書が重要だということの問題意識は共通の認識なのだろうと思います。そのときにゼロからつくるか、何らかのひな型があったほうがいいのかということになれば、多分ひな型があったほうがいいのかという議論に結びつくのだろうとは思っています。

ただ、一度、ひな型というものがつくられてしまうと、それに拘束されるということで、逆にそれに当てはめていくというふうに、現実のほうを、そのひな型を中心に物を考えていくとなるのがとかくありがちな傾向なので、そのことについての警戒心を十分共通認識として持つ必要があるのではないかかと思っております。

この問題は、業界の契約というのは非常に多種多様で、なかなかパターン化しにくい、状

況によってもどんどん変化していく、文化的な状況の変化ということが大きいと思いますけれども、そういうことを考えると、柔軟性を持ったひな型とでもいいでしょうか、そういうものにするためにどうしたらいいかという工夫がひな型に関する議論としては不可欠なのではないかと考えております。

例えばですけれども、明らかに合意すべき、最低限の必要項目ということを通認識として持つという流れと、もう一つ、それにプラスして、様々な、これまでの経験から来る、言わば応用項目といいましょうか、変化に応じて、こういうものを盛り込むことが必要になったケースがあるということから来る項目という、単純に二通りに分けることも考えられます。そうすれば、そういう必須項目と応用項目みたいなものを明確にする、共通認識とするという作業と、そして、それぞれの項目について、どんなことを考慮しながら決めていくのが合理的かという一つの、ここはガイドライン、基準となるべきもの、あるいは議論の方向性みたいなものを示す作業が進められます。そして実際には、それらに基づいて、様々な経験を経て、各業界、各状況に応じたひな型がそれぞれ応用形としてつくられていくというふうな、そういう柔軟性を持てるようなひな型の議論にさせていただければと考えております。以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。今、御意見いただいたように、まさに契約のひな型といっても、非常にこういったようなパターン化しづらい分野においては、柔軟性を持つということが大切だということ。その際に、項目として、必須項目と応用項目と分けて、それぞれについての必要性というか、つくるための要件というものをガイドラインで示して、それで各分野でそれを契約書、契約という形の中に盛り込める、応用できるものにしていければいいのではないかと、こういうような御指摘かと思っております。どうもありがとうございます。

まだ御質問、御意見あるかもしれませんが、今日は盛りだくさんでありまして、必要であれば、また戻っていただいても結構ですので、次の議題に進みたいと思います。

皆さんから非常に貴重な御意見をたくさんいただきまして、これを参考にしてワーキンググループでひな型等の検討をさらに進めていきたいと思っております。

次の議事に移りますが、(2)の文化芸術活動における契約関係についてのアンケート調査結果についてであります。事務局から説明をお願いいたします。

【中山基盤強化室専門官】 よろしくお願いたします。資料4を御参照ください。画面にも共有いたします。アンケートの調査結果について、御報告させていただきます。少し分

量がありますので、かいつまんで御説明させていただければと思います。

2ページ目を御覧ください。この調査の概要ですが、文化芸術分野において、個人で活動をしている芸術家等の方々を対象に、文化庁のホームページ上のオンラインフォームで調査いたしました。有効回答数は2,633件ということで、かなり多くの回答をいただいたところであります。委員の皆様、情報の拡散等、御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

3ページ目に参ります。職業としては、ここに書いてあるとおりですが、こういった職業の方々から御回答いただいております。文筆家・漫画家・アニメーターの方々からの回答がかなり多かったというところが傾向としてございました。

4ページ目に参ります。年齢、収入、主な取引形態ですが、まず年齢につきましては、50歳未満の方々からの回答が多かったというところ。真ん中ですが、これは年収に占める文化芸術活動からの収入の割合で、一番左のところ、75%以上が6割程度となっております。一番下、主たる取引形態ですが、約8割の方々が全て独立した個別の契約を結んでいるという状況となっております。

5ページ目に参ります。依頼者や発注者との関係ということで、ここにお示ししているようなことがあったかを複数回答で聞いております。割合が高いところを赤字で示しておりますけども、依頼時に報酬等の明示がない、不利な条件での受託、支払い遅延、未払い、減額、業務内容等の一方的な変更というところが多く出てございます。

6ページ目に参ります。職業別に示したものになっておりますが、一番下を見ていただければと思います。青と赤で色がついておりますが、全体と比べて、職業別でポイントに差があるところについて色でお示しをしております。

一番下の括弧書きに書いていますが、伝統芸能と生活文化・国民娯楽は回答者が少なかったため、参考値という形にしております。

上の黒四角に戻りますが、依頼時に報酬等の明示がない、中止・延期による不利益は、音楽家、俳優、舞踊家、芸能、企画制作、技術スタッフ等で多いという結果になっております。また、支払い遅延等、危険業務・ハラスメントは、俳優、技術スタッフに多いという状況になっております。

7ページ目に参ります。契約書に記載／契約時に提示されることが望ましい項目を聞いております。報酬額、業務内容が90%以上、次いで、支払期日、スケジュール、一方都合による解約、著作権の取扱い、二次利用で80%以上という結果になっております。

8ページ目に参ります。職業別に示したものになっております。1つ目の黒四角ですが、全体として回答の割合が高かった、業務内容、報酬額、支払期日、こちらについては職業間による差は少ないという状況です。その下、場所ですが、依頼によって業務を行う場所が変わる音楽家、俳優、舞踊家、芸能、技術スタッフについてはニーズが高いのですが、文筆家等、美術家等についてはあまりニーズが高くないという状況になっております。

9ページ目に参ります。続きですが、解約・解除については、職業による差は少なく、保険の加入、安全衛生管理については、全体としての数字は低く出てはいますが、職業別で見ますと、俳優、舞踊家、企画制作、技術スタッフで多いという状況。ハラスメントについては、俳優と企画制作で多い状況です。

10ページ目に参ります。契約の実態について1年間の契約件数を聞いております。左に行くほど契約件数が少なく、右の青が濃くなっていくほど、件数が多いですが契約件数が少ないのは、文筆家等と企画制作で、年間10件未満が約50%程度。契約件数が多いのは芸能で、年間20件以上が約75%、100件以上も約30%ございました。また、音楽家は、年間20件以上が約55%、技術スタッフも約50%と多くなっております。

11ページ目に参ります。契約期間の最短と最長を聞いていて、少し極端に出ているところもございしますが、契約の最短期間は一番短い回答として5分で、これは5分の仕事であったということであります。単位としては、1日単位が多く、1日と回答しているのが約20%。契約の最長期間は、「終期の定めなし」で、そういった回答やこれと同等の回答をされている方が約11%で、年単位のものも多く、1年との回答が12%という状況でした。

12ページ目に参ります。書面化の割合は、左の赤に行くほど、書面化の割合が高い、右の青に行くほど書面化の割合が低いという見方をしますが、こちらについてはほとんど書面を交わさない1割以下が全体では40%、職業別で見ますと、技術スタッフが65%ということが多い。

次に、ほとんど書面を交わさない1割以下と、書面を交わさないことのほうが多い4割から1割程度の合計で見ますと、全体で約60%、職業別では芸能が約90%と多くなっております。ほとんどの場合書面を交わしている9割以上については、全体では12%、職業別では文筆家等が約20%となっております。

13ページ目に参ります。契約書がある場合、ない場合について、ページの下に質問項目を入れておりますが、どういった内容であれば、契約書の書面化のある、なしが分かれるかという認識・印象を聞いているものです。契約書がある場合ですが、法人や自治体、初めての

取引先の場合、または、契約期間が長い場合、報酬額が高い場合、著作権が関係する場合に契約書がある場合と認識されている。契約書がない場合ですが、こちらについては、個人の場合、小規模な企業の場合、長い取引実績がある場合、または、短期間の場合、報酬が少ない場合、この辺りで契約書の書面化が分かれるのではないかとということをお返答の方々は認識されているのではないかと思います。

14ページ目に参ります。契約の書面化等適正な契約関係の構築に向けて、こういったサポートがあればいいかを聞いております。契約書のフォーマットのようなものがあればいいのでは、相談窓口があればいいのでは、法律や罰則、法整備、契約書等の義務化、専門の方を活用する、もしくは学べる場や機会があればいいのでは等様々な御意見をいただいております。

15ページ目に参ります。真ん中のグラフを見ていただければと思いますが、仕事する上で、必要な事務作業や手続に関して何か取り組んでいるかを聞いています。インターネットや書籍等で情報収集しているが約70%という状況になっております。

また、取り組みたいけれども、お金や時間がなくてできないというのもそれぞれ30%前後という状況になっております。

最後16ページ目に参ります。組織への参加・所属等の状況を聞いておりますが、全体としては、全て個人で仕事をしていて、組織等に属したり、他の人をお願いしたりということをしていないという方が70%以上という状況になっております。

駆け足で恐縮ですが、私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【鎌田座長】 ありがとうございます。それでは、ただいま事務局から説明がありましたこの調査結果について、委員の皆様から御質問がありましたら、どうぞ御発言をお願いします。いかがでしょうか。

私は事前に見ているんですけども、一つ、私のほうから事務局に質問です。たしか書面化の割合が相当少ないということでしたが、書面というのは契約書に限ってはいないということなんですね。

【中山基盤強化室専門官】 はい。御指摘のとおりでございます。

【鎌田座長】 下のほうに書いてありますね。うっかりしました。メールは入っていないんですね。書面化ですから。要するに、書面でなければいけないと、こういうことですね。それについてお聞きしているということですね。

【中山基盤強化室専門官】 はい。

【鎌田座長】 ヒアリングでは、メールでの通知というのが結構多いと伺ったような気がしたものですから、書面以外の通知方法もあるのかなと私は思っていましたので。ありがとうございます。

質問は以上です。

どうぞ。ほかの皆様、何かありますか。いかがでしょうか。大和委員、どうぞ。

【大和委員】 補足というか、今回の調査全体で見ると、アニメーターとか、個人で作業しているような方が半数を占めているので、その影響をかなり受けている印象を受けます。実演家の部分等で言いますと、大体芸団協でやってきた調査とほぼ同じような結果に傾向的にはなっているのかなと。ここ1年ぐらいのいろんな調査で、主な傾向的には同じような方向を示しているなということが言えるのかなと思っています。

以上、補足的に。

【鎌田座長】 はい。芸団協などでおやりになった調査結果と、傾向としては共通しているということになりますか。

【大和委員】 実演家のところだけ見れば大体似たような結果になっていますね。この結果の全体数値を見ちゃうと、アニメーターのというか、文筆家等の回答者数がかなり多いので、個別のところの影響しているところはあると思います。

【鎌田座長】 分かりました。ありがとうございます。

ほかに何かございますか。福井委員、どうぞ。

【福井委員】 一言だけ。事務局の皆さん、大変価値ある調査を御苦労様でした。鎌田先生がおっしゃった、メールでの確認ということ、私も重要なポイントであるように感じます。契約書であるかないかということ以上に、契約条件を確認して残そうとする姿勢が重要であろうと思うからです。そういう視点も今後、検討の中にあってもいいかなと思いました。

13ページに、契約書を残すケースと残さないケースのタイプが出ておりますが、これは上のほうの残すケースは、典型的にリスクの高い状況が多く並んでいると思いますので、行動としてはかなり合理的であるかなというようにも感じました。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。ほかにございますか。

それでは、ただいまの調査結果や皆さんの御意見などを踏まえまして、取りまとめや、ひな型の作成の参考にしていきたいと思います。

それでは、次の議事に移ります。3、実効性確保の方策についてであります。前回の検討

会議で議論した主な検討課題のうち、実効性確保については、ワーキンググループでの検討事項となっていないことから、本検討会議での場で議論を深めたいと考えております。

まずは事務局から資料の説明をお願いいたします。

【中山基盤強化室専門官】 資料5をご覧ください。実効性確保のための方策ということで、資料について御説明させていただきます。こちらにつきましては、第2回の検討会議の、主な検討課題、論点整理案の資料から、実効性の確保に関連する部分を抜き出してお示しさせていただいているところです。内容については、委員の皆様からいただいた御意見を整理しているものでございます。

まず1つ目、一番上の丸ですが、実効性の確保として、インセンティブの必要性ということで、発注側からは、行政からの支援、コンプライアンス対応、インボイスへの対応。受注側としては、集中できる環境づくりや労災認定等の御意見があったかと思えます。また、幅広い支援ということで、作成支援、トラブル相談窓口、あとは先ほど福井委員からも御指摘ございましたが、教育啓発といった御意見もあったかと思えます。また、契約書に依らない方法ということで、共通ルールの設計や、見積書・発注書等による合意といった御意見もございました。

真ん中の丸ですが、教育及び広報啓発ということで、芸術系の教育機関や業界内での契約に対する意識の醸成や人材育成をしていく必要があるのではないかとということ、必要経費や価格転嫁への国民の理解ということもございました。

最後はその他と書いておりますけども、グーグル等の海外プラットフォームの規約等の実態把握、芸術系の教育機関や業界団体の契約講座の実態把握を試みてはどうかという御意見があったところでございます。

資料の説明については以上となりますが、引き続き御意見をいただければと思います。よろしく申し上げます。

【鎌田座長】 ありがとうございます。それでは、実効性確保、非常に大切なテーマだと思えますので、ぜひ皆様からの御意見を賜りたいと思います。どうぞお願いいたします。

寺田委員、お願いいたします。

【寺田委員】 おはようございます。よろしく申し上げます。やっぱりこの実効性の担保というのが、私ども実際に現場をやっている人間の一番重要なところかなと思っているんですね。特に私ども技術の人間は、恐らく文化産業の中で一番人数が多いですよ。なので、このひな型のよし悪しというか、よくも悪くもかなり影響を受けてしまうので、かなり慎重

にやっっていかなきゃいけないんですけども、ここに書いてある行政からの窓口支援だったりアンケートにもありましたけれど、我々みたいな業界団体がこれからセミナーとか研修会とかやっっていきますが、これは本当に福井先生がおっしゃるとおりで、やっても浸透しない可能性のほうが非常に高いんですよ。

はっきり言って、私ども法人と、それから、フリーランスの方が双方のメリットが感じられなければ、どんなにすばらしいものでも、やはり僕らは文化産業のビジネスをやっていますので、なかなかそれを使うことは難しいんですね。なので、我々、それから、フリーランスのメリットが感じられるものというのは何なんだろうということをこれからプログラムしていくときにはかなり慎重に考えていかなきゃいけないかなと思っています。

これも福井先生がおっしゃったように、私どもとして、絶対条件としては、法令を超えたものは絶対受け入れられないんですね。それ以上のことというのは無理があります。私どもはビジネスをしていますから、まずその部分の過去の法令、それから現行法令以上の解釈ということは難しいかなと。同一労働同一賃金という、私どもにとって厳しい問題があって、考え方は分かるんですけども、私どもの社員からすると、何のための社員なのかということが出てくるので、この検討会もフリーランスだけを対象にしているわけではないと思いますけれども、フリーランス保護ばかりが先行してしまうと、私ども、雇用契約にある社員のメリットは一体どこにあるんですかというところも出てくるので、あまりフリーランス、フリーランスというところは少しお考えいただかなければいけないかなと思います。

とはいえ、私どももフリーランスの方がいなければ、特に大規模コンサートは全くもってできませんので、特に今、コロナの状況でフリーランスの方に何とか生き残ってもらわなきゃいけないと。じゃあ、これから先の文化芸術がよくなるためにどういう契約というか、条件を確認したほうがよりお互いにメリットが感じられるのかなと。それが適正な契約関係ということだと思ってしまうんですけども、例えばですけど、私どもの安全衛生というところと言うと、皆さん、今までお話ししていたと思いますけど、私どもの産業というのは、申し訳ないことに、3年連続で大きな事故を起こしているんですね。ここ数年なかったんですけども、ちょっと昨今増えてきてます。

ただ、ここですごくもめるのが、昔からそうなんですけど、事故が起きたときに誰が責任を取るんですかというところが、原則は制作会社だよ、みたいなガイドラインはありつつも、実際にはそうはならないし、私どもとしても、タレントさんやプロダクションや制作会社のほうだけに責任が行ってしまうことを一番恐れているんですよ。だから、私ども技術

会社は法人なんですよ。業務委託ですから法人として事故の責任と補償を考える。だから、くどいようですが、法人にもメリットがあるような契約関係じゃなければ厳しいですよというところがあると。

僕らも保護具の着用だったり、保険の加入ということが今、義務化されているので、やっではいますけれども、じゃあ、その負担をどうするのかということですよね。これも一概に、すごく難しいんですよ。フリーランスの方々は、非常に少ない報酬の中で、じゃ、ハーネスやヘルメットの経費を自己負担するのかというところで言うと。でも、僕ら法人も制作会社のほうにハーネスやヘルメットを負担してくださいと言うことはないので、法人負担なので。ここら辺のところ、じゃあ、どこかだけを負担しましょうというのはアンバランスになるのかなと。とするならば、業界全体で考えてもらわなきゃいけないと。

保険もそうですよね。今、それこそ森崎委員が一生懸命頑張っていたいただいて、労災の特別加入が入れるようになって、これは本当に素晴らしいんですけども、じゃあ、その加入の保険料はどなたが持つんですかと。うちの業界のフリーランスから言うといろんな会社を掛け持ちするので、そうするとどこが負担するんですかというところが書きにくいんだと思います。基本は自己負担です。僕らも自分のところで労働保険、民間の保険をいっぱい掛けていますが、クライアントさんに負担してくださいとは言わないです。でも厳しい。こういったところも慎重にやる必要があるのかなと。

それと、最初から言っているように、インボイス制度が出てきて、僕らは億単位の損失が出てきますから、こういったところをどういうふうになるのかみたいなこととか、あと、著作権ですよ。これも私どもの文芸に関わる照明デザインとか美術デザインというのが、著作がないとは僕は正直思いませんけど、ただ、それを都度都度みたいなことになってしまうとしようがないので、やっぱり買取りみたいなことを、ある程度業界の中のコンセンサスは取っていかないと、正直、YouTuberとか何とかを海外のコンテンツで発信しようとしたときに難しくなるのかなと。

せっかく福井先生がやっていただいたコンテンツを買い取っていただいて、助成金をもらえるというものも結構スタッフのほうではもめたというか、著作のことが全く分かっていなかったものだから、今までも我々にはもらえる権利があったのか、みたいなことを勘違いしちゃったりと、いろんなことがあるので、そういったことを、契約書が出てくると、これは突っ込まざるを得なくなってきたらうんですよ。そこら辺のところは慎重にするべきなのかなと。

それと業務発注は、メール、LINEでやるのが今多いです。契約書にはしていないですけど、ほぼメールとかLINEなので。でも、それもはっきり言えば、民法上は成立するんじゃないかなという気がします。印紙を貼らなきゃいけないんですよというところ、費用と手間から、恐らくフリーランスの人たちもやらないと思いますよというところですね。我々法人はやるかもしれないですけど、フリーランスさんにこれはメリットが感じられないですよというところなので、ここから先のところはかなり双方のメリットというところを考えて、ブレークダウンして行って、あまり細かいことは書けないと思いますので、細かいところはそれぞれ私とか塚口さんという、現業をやっている人間がそれぞれの業界団体でやっていくようなことを考えなきゃいけないのかなと思っています。

それと、僕もずっと学校教育をやっていて、全国を回っていますけれども、学生期からの教育というのは大事になってくるかなと思うので、こういうことの契約書のフォーマット、ひな型やリーフレットができれば、講義とかに反映しやすいかなと思いますので、そんなことが必要なかなと思います。いずれにしろ、メリット論というところをそろそろ考え始めていただくタイミングなんじゃないかなと思っています。すみません。長くなりました。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございました。

森崎委員、手が挙がっていますが、どうぞお願いいたします。

【森崎委員】 ありがとうございます。今、寺田委員からも少し触れられました特別加入労災のことですけれども、ヒアリングでも保険料の負担のことが少し取り上げられていましたが、特別加入労災保険は、現在、芸能従事者に適用する場合、日額が3,500円からと、非常にお手頃な設定ができるようになっていきます。年間雇用というのは、私たち実演家の場合、ほとんどあまり現実性はないですが、この3,500円の日額を1年間自己負担していただくのですけれど、1日に換算すると10円にも満たないです。9円台なんですけど、これを例えば依頼者側に負担していただくと、1日9円掛ける日数となるので、仮にですけれど、発注者の方に負担していただいてもそんなに高額にはならないのではないかと考えております。

それから、別のことですが、「適正な契約に向けた実効性確保」のところですが、寺田委員からも雇用された方について、今、御指摘はありましたが、実演家はまだまだフリーランスと言われる雇用されない方がほとんどの状況の中で、幅広い支援が必要だと思います。それで、トラブルの相談窓口という文言に包括されているとは思いますが、メンタルの相談も受け入れられるような窓口が必要ではないかなと思います。また、厚労省などで設置されて

おりますフリーランストラブル110番でも、その相談内容が調査されているようでありますので、こちら先ほどお示しされたアンケートにございますとおり、まだなかなか実態が把握され始めていないので、フリーランストラブル110番同様に、調査も実施するとよいのではないかと思います。

以上になります。ありがとうございます。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

それでは、ほかの方、御意見ございますでしょうか。塚口委員、どうぞお願いします。

【塚口委員】 ありがとうございます。私も大変ここは重要なところなのかなと思ってはいるんですけども、相談窓口についてですが、トラブルが起きてから行く相談窓口ではなくて、トラブルが起きる前から相談できる場所があるほうがいいのかなどというの思っております。先ほど福井先生もおっしゃってくださった、交渉スキルをどう磨くのかというので、その教育普及、啓発の中に含まれているかと思ったんですけども、交渉事の相談みたいなことであつたりですとか、交渉時のスキルをアップさせるために教育だけでいいのかとか、その辺が私も実務のいろんな実例というのを存じ上げないので分からないんですけども、そういった実効性のある交渉スキルを得られるような方法というのを考えていきたいと思えます。

あと、これはもう前提として共有されていることなのかもしれないんですけども、どういった予算がどこから出てくるのかというのが若干気になるところでございまして、教育とか、そういう啓発というものを我々もやっていきたいと思うんですけども、やっぱりそれにも専門家の先生に御相談する費用であつたりということが必要で、何かそういった予算を文化庁さんのほうでつける想定でこの話はされていると認識していいのかなというのが気になりました。

【鎌田座長】 ありがとうございます。この予算について、文化庁としての予算についてどういう考えを持っているのかという御質問があつたと思えますが、可能な範囲で、もしお答えできるのであれば、文化庁さんをお願いしたいんですが、いかがですか。

【中山基盤強化室専門官】 R4年度、来年度の予算案ということで出しているものとしては、先ほどから御議論、御意見ありました相談窓口をモデル的に実施するものが一つ、あと一つは、実務研修会の開催について予算案として出している、そういう状況でございます。

【鎌田座長】 塚口委員、何か追加で御質問ございますか。

【塚口委員】 一旦大丈夫です。ありがとうございます。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

ほかにございますか。大和委員、どうぞ。

【大和委員】 今、この文章を見ていて、事務局のほうで検討のために、パパッとつくられたという感じがして、言葉をここに置いていいのかどうかというような問題がございます。例えばインボイスの対応というのは、これは発注側だけの問題ではなくて、受注側もかなり大きな影響を受ける。逆に、実態的にはかなり大きい部分があるだろうと思います。

それと、受注側に「労災認定」と書かれているんですけども、フリーランスの場合、労災認定という言葉がふさわしいのかどうかということがあって、この辺は、労災ではなくて、補償の問題ですよ。何か誤解が起こるのかなと思っています。

それと、やはり一番重要になってくるのは、契約書によらない方法。現状のいろんなアンケートとか実態から見て、この中で、今回の1年間の検討会がどこまで成果を出すかというか、そういうことを考えると、先ほど出ましたメールという言葉もございましたけれども、契約書によらない方法で事前明示するということは非常に重要なので、契約書に依らない方法についてもきちっと考えるということが、先ほどのひな型ということだけではなく大事である。また最後にありますけれども、関係団体の周知というか、団体の内部でのルールづくり、共通ルールづくりみたいなこととかが現実に関回の検討によって起こっていくということが必要なので、ここら辺に対する尽力というのが実効性にとってかなり大事なことになるんじゃないかなと思っています。例えば講座をやっても本当に、ただ単なる講座だけじゃ効果がないというか、共通認識をつくっていくということが重要なので、ここら辺をぜひやっていただきたいなと思っています。

【鎌田座長】 ありがとうございます。大和委員、今の御質問というか、御意見ですけども、労災認定という言葉は誤解を招きやすいので、別な言葉に置き換えたかどうかというような、そんな御指摘でしたかね。

【大和委員】 はい。そうですね。フリーランスということなので、労災という、労災が何を指すかということなんですけれども、いわゆる労働者の災害という形で概念されると、変な話になっていくかなと思ったので、これはあくまでも今回の契約、フリーランスのことを考えるので、事業者に対する災害補償ですよ。

【鎌田座長】 そうですね。

【中山基盤強化室専門官】 中山です。

【鎌田座長】 はい。事務局、どうぞ。

【中山基盤強化室専門官】 こちらは森崎委員からいただいた御意見をまとめて、ここに書いておりますが、労災の特別加入に関して契約に依らないと認められないという御意見があったので、それをこういう表現にしているというところであります。

【鎌田座長】 それに関連してですか。森崎委員。

【森崎委員】 そうです。おっしゃるとおりですけれど、フリーランスが加入できる特別加入労災がございますので、実演家が被災した場合に、特別加入労災保険の認定に必要な業務遂行性の証明のために必要な事項を契約に盛り込む必要があるのではないかと。そういう意味で実効性確保のために必要という趣旨で申し上げました。

【鎌田座長】 ありがとうございます。特別加入制度も労災保険制度なので、労災保険制度（特別加入制度）の認定ということなんでしょうけど、ワーディングを含めて、事務局と私のほうで検討させてもらってよろしいですか。あとは森崎委員にも御意見いただくかもしれませんが、大和委員、そういうことでよろしいでしょうか。

【大和委員】 はい。

【鎌田座長】 それでは、塚口委員が先ほどから手を挙げておられたと思うんですが。

【塚口委員】 すみません。2回目で申し訳ございませんが、短く。その他のところで、芸術系教育機関や業界団体、契約講座の実態把握とあるんですけども、相談窓口の実態調査も何かしていただけるといいかなと思います。というのは、今、各自治体でやられている、例えば京都の文化芸術総合相談窓口であったり、神戸市や横浜市でもやられていて、それがどういう相談のニーズを受けて、実際、効果的になっているのかという検証などもされたらいいかなと思いました。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

次に、福井委員が先ほどから手を挙げておられたかと思いますが、どうぞお願いいたします。

【福井委員】 ありがとうございます。皆さんおっしゃるとおり、この実効性の確保というのは何より重要だと思います。ひな型について、先ほどコメントできなかったんですけども、北村委員がおっしゃったように、変更を前提とした柔軟なひな型であるべきだということ。そして、それをどう人々が、例えば手直しをしたり、協議していけるかというガイドラインがあるべきだということ。もう私は、ひな型の活用についてはこれに尽きるかなと思っております。この点、賛成いたします。

それから、これは寺田委員のコメントに関連してですが、私、決して法令と違うことを合意するなということを行ったわけではありませんので。契約はフレキシブルであるべきだと思っています。

さて、こうしたひな型とか、あるいは、先ほど来出ておりますメールその他の有効な確認方法をどう使いこなしていくか。まさに、それを学び合う場というのがとても重要だと思います。その意味で、ぜひ実態把握は進めていただきたい。塚口さんおっしゃったように、相談窓口の点も含めて進めていただきたいと感じます。そこでは、全国の各段階の学校とか、あるいは主要な芸術系団体が調査対象になるだろうと思うんですけども、ただ、やっていますかということだけじゃなくて、頻度とか、それから、時間の長さですね。内容、そういうことについてもしっかりと把握することが必要ではないかなと。

それから、もちろん参加率、参加の障害になっているのは一体何であるのか。経費であるのか、あるいは、はっきり言って、内容のレベル感なのか、あるいは頻度であるのかといったような参加の障害、こういったこともぜひ把握いただければと思います。

最後に、塚口さんがおっしゃったとおり、こうした活動は政府がしっかり支援しなければ現実には広がっていかない。全くそのとおりだと思います。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

長澤委員、お願いいたします。

【長澤委員】 ありがとうございます。私が申し上げようと思ったことを今、福井先生がおっしゃっていただいたので、手短かに申し上げますと、検討会議において何か新たな規制を設けるとか、そういうものではないと理解しています。あくまで、この契約の適正化において、この検討会議で議論すべきは、いかにその交渉・合意に至るまでの武器を対等にするといいでしょうか、受注者側にとって、本来ならば、どういう観点で交渉ができるのか、そういうことを十分知識として理解した上で、交渉に臨めるようにする。そういうことが交渉できるのだという武器を与えるということが大事で、これはあくまでも合意の中のことであって、いわゆるレッドゾーンを拡大するという趣旨ではないと思っています。

そういう意味で、先ほどひな型のところでも、キャンセルのところでもちょっと申しましたけれども、やはりこの検討会議としては、可能な限り、それを見れば、受注者、発注者双方がどういう事項を考慮して、この契約や取引の内容というものを合意していったらいいのか、これを可能な限り具体的に示していく。これが双方にとっての武器の台頭につながっ

ていって、その結果、合理的な交渉が行われて、あるべき方向に向かっていく。もちろんそれに向けた啓発活動というのは別途必要なわけですが、この検討会議の我々の目下の課題としては、そういうところを意識すべきなのかなと考えています。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

先ほど佐藤委員が手を挙げられたのかなと思いましたので、お願いいたします。

【佐藤委員】 私からは事務局に少し御質問なんですけれども、この適正な契約に向けた実効性の確保と教育、広報、啓発に対する方針について、これは3月中にまとめて発表するというような意向の形なんでしょうか。というのも、どうしてもこの検討会議、前半にひな型とか契約書の在り方というところについて議論が活発にされているところはあるのですが、福井先生がおっしゃるとおり、実効性の確保は何より大事であって、ここの議論がまだまだ不十分なのかなと感じています。

ですので、この実効性の確保と教育に関することについては、別途、ワーキンググループを作る等、リサーチと議論はもう少し尽くしていくべきかなと思っています。ですので、スケジュール感について少し教えていただけたら幸いです。

【鎌田座長】 ありがとうございます。スケジュールは次の議題にはなっておるんですが、今言ったスケジュールの御質問がありましたので、中山さんのほうでスケジュールのことも御提案して、それに合わせて今の質問についての御意見、回答もしていただければと思いますが、いかがですか。

【中山基盤強化室専門官】 それでは、スケジュールの資料も御説明したほうが。

【鎌田座長】 そうですね。はい。今、スケジュールの話が出ましたので。

【中山基盤強化室専門官】 分かりました。資料6を御覧ください。今後のスケジュール（案）としてお示ししておりますが、細線から下、2月以降について、スタッフワーキングと実演家ワーキングを開催していきまして、ひな型や解説の作成を進めていきたいと考えております。3月に2回検討会議を開催して、年度内に公表するということを目指して進めていきたいと考えているところです。

佐藤委員から、今、御質問のあった件ですが、具体的にどう実効性を確保していくかというところは、検討会議での取りまとめの中で御提案いただいた取組の中から、予算の事業等を活用しながら検討を進めていくのかなと考えております。

【鎌田座長】 中山さん、以上ですか。

【中山基盤強化室専門官】 はい。

【鎌田座長】 佐藤委員の御質問の、とりわけ実効性確保については、3月めどというのは難しいのではないかという、そういうような御質問であったかと思えますけども、これは佐藤先生、今、検討の最中ですよ。これは私の個人的な考えなんですけど、もう少し状況を見ながらスケジュール感について、また再度御相談するというようなことでいかがですか。

今この段階で、例えばもう3月当初の方針を変更するとか、そういうようなことは時期尚早かなというような感じがするんですけども、どうですか。佐藤先生。

【佐藤委員】 そうですね。私の質問の趣旨としましては、実効性の確保でしたり、教育、広報啓発はすごく大事なところだと思っておりますので、その上で、まだまだ議論は煮詰まっていなくてあると感じているということです。もし3月中に何かしらの公表ということであれば、個別にワーキンググループなり、リサーチというところをもう少ししてから、全体で議論したほうが、より良い議論ができるのではないかなというのを思った次第でございます。

皆様、いろいろな意見をお持ちだと思いますので、ただ、どういう教育がいいのか、どういう広報啓発がいいのか、どのような実効性確保がいいのかということ、親会議、検討会議で皆さんから御意見いただいて、それを事務局がまとめて詰めていくという方法もあるとは思いますが、もう少し掘り下げて、検討とリサーチした上で皆さんで議論したほうが有意義な議論ができると思っています。

【鎌田座長】 ありがとうございます。御趣旨はよく分かりました。

何か文化庁でコメントございますか。

【中山基盤強化室専門官】 御意見としてはあるかと思いますが、何か具体的な取組の詳細までをここの中でどこまで議論していくのかなというところはあろうかと思えます。もし委員の方々から、こういった取組が必要ではないかというところがありましたら、そこは事務局のほうに教えていただければいいのかなと、私としては考えているところであります。

【鎌田座長】 今、佐藤先生から私も御指摘を受けて、今、検討会議の中で、実効性確保についての御意見は皆さんからいろいろといただいて、非常に貴重なお話をいただいているところなんですけど、これを、皆さんにいただいたものでまとめてということでもいいのか。あるいは、ワーキンググループとまではいなくても、何らかの形で集中的に議論するよう

な場を設けて、そこで少し資料など含めて、実態把握を含めてやるほうがいいのか。その辺のところを少し考えなきゃいけないなとは思いますが、ただ、時間的な制約の中で、3月末というめどにすると、佐藤委員がおっしゃったように、結構厳しいかなと思っています。そこのところを、今後のこと、スケジュール含めて、少し検討させていただければと思います。

よろしいですか。どうぞ。佐藤委員。

【佐藤委員】 私は、実演家とスタッフのワーキンググループに参加しておりますが、おっしゃるとおり、3月中にガイドラインの公表となりますと、まだまだ、もしかしたら追加のヒアリングが必要になってくるかもしれませんし、また、一つ一つのひな型についても、いろんな案を考えていく、一つの文言についても、いろいろ議論が出てくると思います。ですので、残り少ない検討会議ではあると思いますが、スケジュール感については、中途半端なものを出すと、それこそ実演家の保護にはならないと私は思っておりますので、十分な検討時間をまだ設ける必要があるかなというのは個人的な考えとしてはございました。

【鎌田座長】 ありがとうございます。このスケジュールについての御提案ということで、何かほかの先生方からスケジュールについての御意見がありましたらいただきたいと思えますけれども。

【末吉委員】 末吉ですが、よろしいですか。

【鎌田座長】 はい、どうぞ。末吉委員。

【末吉委員】 私も佐藤先生のお考えに賛成です。やはり実効性の確保というところが今回のプロジェクトの一番大きなところだと思うので、どういう形であれ、3月に何か発表するんだとしても、それをフォローアップしていくことがやっぱり必要で、例えば相談窓口とか教育啓発に予算がつくのであれば、相談窓口、教育啓発の在り方などとともに、さらに実効性確保を練り上げていくというような作業も十分考えられるのではないかと思います。

以上でございます。

【鎌田座長】 ありがとうございます。スケジュール等に関連してのところで御発言あればいただきたいと思います。

【前田委員】 前田ですが、よろしいでしょうか。

【鎌田座長】 はい、どうぞ。

【前田委員】 私はやはり一度、年度末に、何らかのアウトプットを出すことは必要なことではないかと思います。その観点からしますと、現在できることとしては、基本的な契約

条件の明確化をしましょうと。それは契約書という形でも構わないし、メールやLINEの形でも構わないけれども、基本的な契約条件の明確化は図りましょうということを出して行く。それと、キャンセルの場合の取扱いや、あるいは契約内容の変更については、これは先ほど長澤先生から御説明がありましたように、具体的な提案というのはなかなか難しいと思いますので、考慮ファクターを提示するにとどめるということにする。それから、例えば保険の関係については、主催者側で入っている普通傷害保険が適用されるかどうかということ、契約条件の明示の中に含めて考える。それから、相談窓口については、現在の相談の窓口としてこういうものがありますということ事務局で調べられるなら調べていただいて、かつ、仮に今後、新たな相談窓口をつくる必要があるということで意見が一致すれば、そういう提言をしていく。その辺りで3月末にはまとめるということが現実的に考えられるのではないかと思います。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

スケジュールについての何か御意見は。寺田委員、どうぞ。

【寺田委員】 これは実際に実効性というか、この後のことというのは私どもがやっていくことになるので、非常に私事として考えているんですけど、佐藤大和先生がおっしゃることも非常によく分かります。多分3月末に間に合わないだろうなというところも何となく分かるんですけど、一応ほかの先生方がおっしゃるように、3月末で何かしらを出すというのは、これはこれで必要なのかなとは思っています。うちのスタッフの団体としては、来年から、フォーマットやひな型、リーフレット等々のものを使って、何かしらの研修会をやっていこうというスケジュールは組んでいたの。

ただ、どういう内容の講習会をやればいいのか、みたいなことはまだまだこれからというところだったので、まず3月のところは、ある程度の形のものを出して、そこから先の実効性、実際に我々などがやっていく研修会やセミナーの内容については、別の会議などで検討をしていかないと、ちょっと無理なのかなという気はしています。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

上野先生、先ほどからお手を挙げていますが、スケジュールあるいはそれ以外の部分も結構ですので、御発言をお願いします。

【上野委員】 ありがとうございます。実効性確保のための方策というのは、この検討会

議の出口に関わるのかと思いますので、一言意見を申し述べたいと思います。先ほどからの御議論でもございますように、さしあたり今回の出口としては、法令の改正というのではなく、言わばソフトローの整備ということになるのかと思います。法改正によらないソフトローというは良くも悪くも日本の得意技でありまして、今までにも多くの試みがあったわけですが、今回は、先ほど長澤先生からもご提案がございましたように、例えば考慮要素を示すことによって柔軟性のあるひな型を提示するとか、新しいアイデアをもって実効性の高いソフトローを、この場で、この文化芸術分野においてつくることのできるのであれば、それはそれで結構なことかと私も思います。

ただ、そうしたソフトローの試みというのは、放送、映画、アニメ、出版といった様々な分野で、これまでも我が国でなされてきたところではありますが、そうしたことが実際にどれほど交渉力の対等性に寄与してきたのか、あるいは契約関係の改善にどれほど寄与してきたのか、という点は検証が必要ではないかと思います。もし実効性の面で足りないところがあったのであれば、ソフトローにとどまらないさらなるアイデアも必要ではないかと私は思います。

海外に目を向けますと、これは初回にも申し上げたことでありますけれども、ヨーロッパでもアメリカでも、著作権法の中に、クリエイティブ産業にいるクリエイターやアーティストの契約的な立場を改善するための明文の規定が様々に設けられているわけでありまして。それは、たしかに契約自由の原則を破っているようにも見えるわけなんですけれども、欧米においてそのようなものが伝統的に広く採用されているということは事実であります。

こうした著作権法における契約法というのは、今、学界でも話題になっておりまして、去年もALAIジャパンという学会でヨーロッパの著作権契約法をテーマとするシンポジウムがありましたし、今度5月の著作権法学会シンポジウムでは民法など広い観点から検討を行う予定になっております。もちろん、契約自由の原則を制約する著作権契約法をどうやって正当化するのかという理論的な問題もありますし、もし日本でこのような著作権契約法の導入を検討するとしたら、どれほどの実効性があるのか、あるいは従来の日本社会や慣行に合わないのではないか、そういった議論もあり得るところです。ただ、ヨーロッパでは、例えば、EU加盟国全体で相当報酬原則が採用されていまして、クリエイターおよびアーティストの報酬は相当（正当）でなければならないと定められております。いくら合意が成立していても、もし報酬の額が相当（正当）でない場合は、後で変更できるとか、あるいは、著しく高い収益が得られた場合は追加的な報酬を請求できるといったような手続が定められてい

るわけです。そこでは、同時に団体協約も重視されておりまして、ドイツなどでは、団体協約に基づいて報酬が定められているのであれば、それは相当（正当）なものともみなされることになっております。その結果、こうした著作権契約法を持つことによって、民間において団体協約ないし交渉が促進されることになるのではないかという議論もあります。もちろん、現実にとれほどうまくいっているのかという議論もあるわけですが、何はともあれ、このように諸外国では、著作権法上の契約法の整備による契約関係の適正化という動きが見られるのであります。

もちろん、この点は従来の日本には馴染みがないだけに、かなり御議論のあるところかと思えますし、むしろ反対のほうが、——どうもこの会議の場もそのようですが——強いかもしれませんけれども、そうした諸外国の立法例に見られる歴史あるアイデアについても視点を持っておく必要があるのではないかと思いますし、たとえ今回我が国では法改正ではなくソフトローによって対応することになるとしましても、そのソフトローづくりにおいて、諸外国の動向や経験が、現実の交渉力の対等性を確保するためのヒントになる可能性もあるかと思っております。そして、この検討会議自体は長くは続かないかもしれませんが、我が国においてもソフトローのみならず法令の改正という視点も重要ではないかと私は考えております。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

よろしいですか。大和委員どうぞ。

【大和委員】 今の議論なんですけど、スケジュールも含めて、文化庁が方針として、3月までに完全版の文化ガイドラインを出すということなのか、その判断だろうと思うんですね。私もこの問題というのはそう簡単に片づく話ではないし、ガイドラインを出すのに、6か月程度の議論で間に合うのかどうかというのはあると思いますので、今、ある程度の地平点で、もう少し検討するという中間報告みたいな扱いにすることは可能なのかどうか。そこら辺の問題にかかっているんじゃないかなと気がいたします。

そこら辺を含めて、実効性確保についても、次のときに重点的にやるという判断があり得るのかどうか。そこら辺はちょっと気になるところでございます。

【鎌田座長】 ありがとうございます。今、文化庁のほうに質問を振っても多分答えづらいと思いますので、私としては、今、皆様から様々なスケジュール感を含めて、あるいは方向性を含めて、いろいろ御意見を伺ったところでありますので、どういったような形で、こ

れから3月末あるいはそれ以降も含めて、どういった形で体制を取るのか。少し相談させていただいて、また御提案したいと思っておりますが、そういったことでよろしいでしょうか。

はい。分かりました。では、文化庁としても、そういったようなことで検討するということで、それはよろしいですか。

【中山基盤強化室専門官】 はい。また御相談させていただければと思います。ありがとうございます。

【鎌田座長】 文化庁で、もう3月末、完全報告以外はあり得ないというのであれば、それはもう私の提案はないということになりますけど、それは大丈夫ですね。

【中山基盤強化室専門官】 そういうわけではございませんので、大丈夫です。

【鎌田座長】 はい。ということですので。ちょうど時間も参りましたので、皆さん、本日は本当に貴重な御意見ありがとうございました。宿題が非常に重いなというのが私の感想でございますが、でも、それだけに皆さんの熱意も感じますし、また、この業界の改善を図りたいという、そういう熱意も非常に強く感じたところでございます。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局に一旦お返ししますが、何か事務局のほうでありますか。

【中山基盤強化室専門官】 ありがとうございます。本日も非常に活発に御議論いただきまして、ありがとうございます。今、座長からもお話がありましたけども、今後のスケジュールについては、また御相談させていただければと思います。

私のほうからは以上です。本日は本当にどうもありがとうございました。

【鎌田座長】 では、これにて本日の会議を終わりたいと思ひます。どうも皆さんありがとうございました。

— 了 —